

一般社団法人設立フロー

- ・社員（設立者）は2名以上必要です。
- ・理事は1人以上で足り、任期は原則2年です。2年毎に重任もしくは変更の登記が必要です。理事を2名以上置いた場合は代表理事を選定します。
- ・監事の設置は任意で、任期は原則4年ですが、4年毎に重任もしくは変更の登記が必要です。
- ・理事会の設置も任意です。（理事会設置の場合は、理事3名以上、監事1名以上となります。）
- ・資産、資本金等は必要ありません。

一般社団法人設立まで：

1 チェックシートへの記入、印鑑証明書等のご取得（お客様が対応）

チェックシートに必要事項を記入し、印鑑証明書等のコピーとともに当事務所宛までメールもしくはFAXにて送付ください。

印鑑登録証明書必要枚数

- ・代表理事且つ、社員（設立者）の場合 : 合計2通
- ・理事且つ、社員（設立者）の場合 : 合計2通
- ・社員（設立者）のみの場合 : 合計1通
- ・理事or監事のみの場合※ : 合計1通

※理事会設置の場合、理事or監事は「本人確認証明書」でも構いません。

「本人確認証明書」の例

- 印鑑証明書
- 住民票記載事項証明書（住民票の写し）
- 戸籍の附票
- 住基カード（住所が記載されているもの）のコピー※
- 運転免許証等のコピー※

（※裏面もコピーし、本人が「原本と相違がない。」と記載して、記名押印する必要があります。）

- マイナンバーカードの表面のコピー※※

（※※表面（氏名、住所、生年月日及び性別が記載されている面）

のみをコピーし、本人が「原本と相違がない。」と記載して、記名押印する必要があります。）

※印鑑証明書、住民票等の有効期限は3ヶ月となります。

2 法人設立書類一式の作成（当事務所が対応）

書類の作成が完了次第、お客様へ書類を発送致します。チェックシートと印鑑証明書のコピーを送付いただいてから、通常3～4営業日程度でのお届けとなります。

3 書類への押印（お客様が対応）

定款、就任承諾書等送付した書類に**個人実印・法人代表印**を押印していただきます。

押印後は**印鑑証明書等の原本**とともに**当事務所へ書類**をご返送下さい。

※法人代表印を当事務所へご用命の場合は、法人代表印の押印は不要です。

4 公証人による定款の認証：（当事務所が対応）

必要書類：社員（設立者）全員の個人の印鑑登録証明書：各1通 ※1でご取得頂いた原本

公証人の認証の手数料 5万円 定款の謄本の交付手数料 2千円

※ 上記費用はご依頼後にお預かりいたします。

定款の交付手数料は定款を構成している枚数によって異なります。上記金額2千円は当事務所が依頼を受けた中で一番多い金額です。

5 設立登記の申請：（当事務所が対応）

必要書類：理事・監事（理事会設置の場合）の印鑑登録証明書：各1通 ※1でご取得頂いた原本

理事会設置の場合：代表理事の印鑑証明書：1通

その他理事、監事の本人確認証明書：各1通

「登録免許税」は6万円です。

※上記費用はご依頼後にお預かりいたします。

補正がなければ、申請書提出日から1週間から10日程度で登記簿謄本が取得できます。

ご質問がございましたら、**お問合せ専用窓口：03-3866-3866**もしくは**メール**にてお問い合わせ下さい。

—お問い合わせ先—

〒101-0032

東京都千代田区岩本町 3-1-5 スミトー神田岩本町ビル 9F

行政書士法人東京総合行政事務所

Tel : 03-3866-3866（直通）

Fax : 03-6231-8678

E-mail: info@shadan88.com